

校則の“黒髪”は違憲なのか

山田結月¹, 岩本さくら², 平瀬彩霞³

¹中央大学杉並高等学校三年 ^{2,3}中央大学杉並高等学校一年

要約 A 県立 B 高等学校には黒以外の髪色に染めてはならないという校則があり、生まれつき茶髪の女子生徒はこの校則を知っていたものの、B 高等学校に入学した。入学後、女子生徒は生徒指導の教諭 C から髪色を黒に染めるよう指導を受けた際、高圧的な態度をとられ指導に従わない旨を申し出たところ、学校長 Y から停学処分を言い渡された。女子生徒は、この処分の取り消しと受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求を行った。我々は、校則が裁量の範囲内であるとし、教育目的の観点から損害賠償請求は認めないことを論じていく。

キーワード 裁量権 学校教育法 11 条 精神的苦痛 一般的自由説 代替措置

1 章 はじめに

今回の問題は以下である。

県内屈指の進学校である A 県立 B 高等学校の校則には、女子生徒の髪色を黒以外認めない規定があり、地毛が茶色であった女子生徒 X は、その規定を知っていたものの、将来裁判官になろうとの志を遂げるのに最適な環境であると考え B 高等学校に入学した。B 高校入学後 X は生徒指導の教諭 C から髪色を黒に染めてくるように指導を受けたがその際 C は「髪色が茶色人間はこの学校に存在してはいけない」等と高圧的な態度であった。X はこの指導に従わない旨を申し出たところ学校長 Y から停学の処分を言い渡された。X はこの処分の取り消しと、受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求を行った。この訴えは認められるだろうか。

教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。もつとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。従って、生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。¹

2 章 学校側の主張

2.1 前提

本件の学校側の主張として、髪色を黒以外認めない校則は裁量の範囲内であること、教諭 C の発言は精神的苦痛をあたえるものではなく指導を目的としたものだったことを述べていく。

学校側の主張における論点は以下の 2 点である。

- ①女子生徒の髪は黒以外認めないという校則は違憲していないといえるか。
- ②教諭 C の生徒 X に対する発言は X に精神的苦痛を与える目的があったといえるか。

つまり、教育は生徒の人格の完成を目指すもので、校則の中には生徒の学習面だけでなく生徒の身だしなみ等にも含まれる。

本件高校の場合、屈指の進学校として知られており、生徒の大学進学を支援するための校則を定めている。

女子生徒の髪色を黒以外認めないという校則も大学受験を見据えた校則である。

次に髪の色が黒でなければいけない理由について述べる。

「髪色と内面性の関係」(中原, 2020)によると、黒の髪色が与える印象についてこのように述べられている。

「このグラフは、髪色別の受ける印象を調査したものである。黒に近い髪色は真面目や落ち着いたという印象を与え悪い印象を与えにくいことが読み取れる。

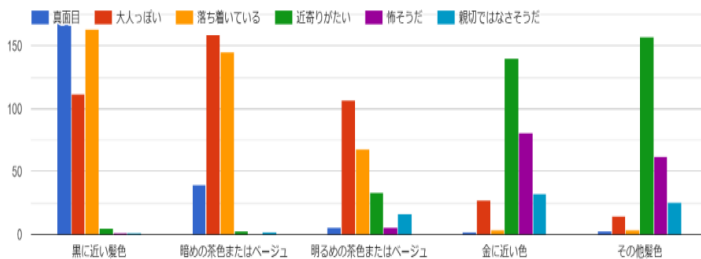
つまり、黒髪は面接などで相手に好印象を与えるために今の日本では必要なものであるといえる。」²

2.2.1 裁量権

熊本県男子中学生丸刈り校則事件の判例を利用する。

以下上記判例の抜粋とする。

中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす(教育基本法第一条)ものであるから、右校則の中には、



また、髪色についての自由が認められている現在の日本だが、日本人は普通黒に近い髪色で生まれてくることから、髪色が黒以外のものであるとたとえ地毛であったとしても、生徒のことを知らない人は生徒が屈指の進学校に通っているにも関わらず、髪を染めるなど不真面目な行為をしているという印象を与える可能性があり、それをきっかけとして生徒が危ないことに巻き込まれる可能性が考えられる。そのようなことを防ぐため、髪の色を制限する校則を設けている。

以上の理由から本校則は教育的指導における裁量権の範囲を逸脱しているとはいえない。

2.2.2 精神的苦痛

学校教育法 11 条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」³を用いる。

教諭 C の「髪色が茶色の人間はこの学校に存在してはいけない」という発言は女子生徒の髪色を黒以外認めないという校則に基づいているものである。C の言い方は穏やかであるとはいえないとしても、C の発言の目的、X が指導に従わないという判断ができるほどの態度であったことから、C の発言は X に精神的苦痛を与えるためのものではないといえる。

3 章 生徒側の主張

3.1 前提

本件の生徒側の主張として、髪色が茶色なのは遊び目的ではなく教諭 C の発言は精神的苦痛を与えたものであること、学校側が代替措置を採ることが可能であったことを述べていく。生徒側の主張における論点は以下の 2 点である。

- ① X は生活態度が悪くなかったのにも関わらず髪色が地毛である茶色であるということで停学処分を受けるのは妥当ではなく、教諭 C の発言は X 精神的苦痛を与えたものである。
- ② 学校側は代替措置を行うことが可能ではなかったのか。

3.2.1 一般的自由説

女子生徒 X は B 高等学校が将来裁判官になろうとの志を遂げるのに最適な環境だと考えて入学した。このことから X は遊び目的で入学したのではないことがわかる。X の茶髪は染めたものではなく、地毛であることから、教諭 C からの学校に存在すること否定された発言は精神的苦痛を与えるものだったと考えられる。

安西文雄の著した『憲法学読本第三版』には「髪型、服装などの身じまい、喫煙や飲酒」などの趣味に関するものは、

人格的利益に限定する説によれば保障されてはいないものの一般的自由説によればすべて保障される。」⁴とされている。よって女子生徒 X が受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求は認められるものだと考える。

3.2.2 代替措置

裁判官になりたいという志のもと B 高等学校に進学し勉学に励んでいた X にとって、停学という本件処分は極めて不利益が大きことは明らかである。X が自らの自由意志により髪色を黒以外認めない規定のある学校を選択したことを理由に既述の処分が当然に許容されることになるものでもない。学校側が代替措置を採ることによって教育秩序を維持することができなかつたり重大な支障が生じたりするおそれがあったのか。

代替措置の例として「地毛証明書」というものがある。nhk 首都圏ナビによる地毛証明書についての記事によると、「共産党東京都議会議員団が都教育委員会に情報公開請求した結果、全日制の都立高校 177 校のうち 44.6%にあたる 79 校が地毛であることを証明する届け出を求めていることがわかりました。」⁵と述べられている。

このことから、都立高校の約半数が地毛証明書の提出が認められているということがわかる。本件でも B 高等学校は、X が髪色を黒に染めなくても地毛証明書などを用意させるなどの代替措置を行うことは可能であったと考える。よって、X の停学処分の取り消しは認められるものとする。

4 章 結論

この事例において女子高生 X の訴えが認められるかどうかを論じていく。

本高校校則は教育を目的として定められたものであり不合理な内容ではないため、本校則は教育的指導における裁量権の範囲を逸脱しているとはいえない。また女子高生 X は本校則を知っていながらも入学を決めた。生徒側の主張として「髪型、服装などの身じまい、喫煙や飲酒などの趣味に関するものは、人格的利益に限定する説によれば保障されてはいないものの一般的自由説によればすべて保障される。」とされている。よって、女子生徒 X の精神的苦痛に対する損害賠償請求は認められるものとする。しかし本校則は学校内のものであり主観に基づいた一般的自由説は立説されていない。加えて代替措置を利用したとしても、学校外の人に対し与える印象は変わらない。また教諭 C の「髪色が茶色の人間はこの学校に存在してはいけない」という発言は校則に基づいているものであり女子生徒 X も指導に従わない態度であったことから、精神的苦痛を与えたとは言えない。以上の理由から損害賠償請求を棄却する。

5 章 終わりに

例外として、女子生徒 X が指導に基づいて髪色を黒に戻すという判断をした場合は、裁量権の範囲を逸脱しているとして違憲となり、停学処分は取り消すべきだと考える。

参考文献

判例

- 1, 熊本地裁昭 60・11・13 行集 36 卷 11・12 号 1875 頁
- 2, 中尾早希(2020)「髪色と内面性の関係」『メディア調査研究Ⅲ(総合演習)報告書』2020 年度 文教大学 情報学部 メディア表現学科
- 3, 学校教育法 11 条
- 4, 安西文雄(2011)『憲法学読本第三版』
- 5, NHK 首都圏ナビ「「地毛証明書」に「頭髪届」都立高校の 4 割余りで提出求める」(2022.11.19 閲覧)

<https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210225d.html>